

住之江区こどもサポート推進員(会計年度任用職員)任用候補者募集要項

1 募集人数

若干名

2 業務内容

「大阪市こどもサポートネット事業実施要綱」に定める、こどもと子育て世帯を総合的に支援する業務とし、主に次の職務を遂行する。

- (1) 担当中学校区内の学校園等におけるスクリーニング会議Ⅱのアセスメントに参画する。(学校園等の巡回には、主に自転車を利用する)
- (2) 区役所・保健福祉センターの関係部署及び区内関係機関と連携し、スクリーニング会議Ⅱにおけるアセスメント結果による適切な支援につなぐ。なお、家庭訪問(アウトリーチ)が必要な場合は、学校園等と連携したうえで、保健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を支援する。
- (3) 適切な支援につなぐため、区内及び担当中学校区内の学校園等をはじめ、子育て支援に関する地域資源(インフォーマルな資源を含む)の状況を把握する。民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、地域における見守りや支援につなぐ。
- (4) 学校園等や関係機関、地域団体、NPO 等に対し、こどもの貧困対策の推進に関する研修を実施する。また、こどもの居場所などの地域資源の開発につなげる相談支援を行う。
- (5) その他、こどもサポートネット事業に関する業務(庶務業務を含む)に従事する。

3 応募資格

(1)次のいずれかに該当する者

- ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者
- ・社会福祉主事として、2年以上の福祉事業等に従事した者
- ・自治体において、福祉関係業務または市民活動関係業務について2年以上の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- ・教育職員免許状を有し、2年以上の実務経験を有する者(講師等を含む)
- ・児童養護施設や母子生活支援施設等の社会的養護施設において、2年以上の相談支援業務に従事した者
- ・前各号に準ずるもの

(2)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで。最長令和11年3月31日まで)

5 勤務条件等

(1)勤務時間・日数

週4日 30時間(月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間)

・A 勤務 午前9時00分～午後5時15分(休憩時間45分含む)

・B 勤務 午前9時15分～午後5時30分(休憩時間45分含む)

ただし、業務の都合により勤務日が変更される場合があります。

※A 勤務もしくはB 勤務のいずれかとなります。

※必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。

(2)休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3)勤務場所

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所1階 保健福祉課(教育担当)

(4)報酬等

報酬(月額)	176,436円～238,032円
期末手当(6、12月に支給)	389,813円～525,902円(6月、12月の合計額)
勤勉手当(6、12月に支給)	253,075円～341,427円(6月、12月の合計額)
年収見込	2,760,120円～3,723,713円(1年目)

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当は1年目は2.20938月分ですが、再度の任用がされた場合2年目は2.525月分となります。

※勤勉手当は1年目は1.43438月分ですが、再度の任用がされた場合2年目は2.125月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当(超過勤務手当等)が支給されます。

※報酬等は、令和8年4月1日に採用された場合の令和9年3月31までの報酬総額の例示です。

(令和7年12月1日時点)。今後、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5)休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数 12 日 付与期間:令和8年4月1日(任用日)～令和9年3月31日(任期満了日)
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・災害等の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・<u>子の看護休暇※1</u>・<u>短期介護休暇※1</u>・ドナーハイ

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。※1

(※1)別途取得要件あり

※休暇等は令和8年4月1日に採用された場合の令和9年3月31日までの例示です。

(令和7年12月1日時点)

(6)社会保険

健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険

(7)服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8)その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1)筆記(論文)試験

(2)口述(面接)試験

※合格者の決定は、筆記試験「こどもサポートネット業務に必要な基礎知識等」(試験時間 60 分)、口述(面接)試験(試験時間 15 分程度)により総合的に判定します(合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります)。

7 選考日時及び選考会場

日時:令和8年3月9日(月曜日)9時30分開始(9時15分集合:住之江区役所1階3番窓口)

選考場所:住之江区役所 3階 3-1、3-2会議室

※口述(面接)試験は筆記試験終了後に実施します。登録試験は面接試験をもって終了しますので、終了時間は、受験者ごとに異なります。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、登録試験を受験できないことがあります。

(1)住之江区こどもサポート推進員(会計年度任用職員)任用候補者登録試験受験申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※登録試験受験申込書は本市指定の様式に限ります。

(2)申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

(3)応募資格の確認ができる書類 1通

※卒業証書、教員免許状の写し、社会福祉士資格証の写し 等

(4)「選考結果通知書」送付用の定型封筒(長形3号) 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

■受験申込書の受付期間等

(1)持参する場合

ア. 申込み期間

令和8年3月2日(月曜日)まで

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)

午前9時から午後5時30分

イ. 申込書受付場所

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

住之江区役所 保健福祉課(教育担当) 1階3番窓口

(2)郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和8年3月2日(月曜日)まで(当日必着)

※「住之江区こどもサポート推進員(会計年度任用職員)受験申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記(1)イと同じ

■結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。お電話でのお問い合わせには応じられません。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 合格から任用まで

(1)合格者は「任用候補者名簿」に成績順に登録され、その登録順に基づき任用します。

(2)任用にあたり、当該名簿に登録された任用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合には、候補者名簿順位の最後尾に再登録となります。

(3)当該名簿の登録期間は、登録日から令和9年3月 31 日までとなりますが、名簿に登録されても任用されない場合があります。

10 その他

- (1)提出書類に不備がある場合は返送することがあります。なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2)提出書類はお返しいたしません。受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (3)受験票はお送りしません。試験当日会場に直接お越しください。
- (4)試験当日の集合時刻より、10分以上遅刻した場合は受験をお断りいたします。
- (5)合格後、あるいは当該名簿に登録後、受験資格がないこと、申込書ほか受験に際し提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に誤りがあった場合には、合格及び登録を取り消すことがあります。
- (6)選考の結果、成績が一定の水準に達しない場合は、採用を見合わせることがあります。
- (7)本案件については、令和8年度予算発効をもって有効とします。

11 問合せ先

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17

住之江区役所 保健福祉課(教育担当) 白井・牧野

電話:06-6682-9993

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと